

報道発表資料の配付日時 3月12日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	旧優生保護法に関する相談センターの1年間の相談対応状況について
概要	平成30年3月12日に開設した「旧優生保護法に関する相談センター」について、本日で開設から1年が経過したことから、これまでの1年間の電話等受理状況及び開設後1年間の相談実人数及び相談後の対応状況について別紙のとおりお知らせします。
参考	

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付 (場所) 同時レク

担当 (連絡先)	北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課 (担当者: 豊吉) TEL ダイヤルイン 011-206-6343 内線 25-758
-------------	---

旧優生保護法に関する相談センターの1年間の相談対応状況について

平成30年3月12日に開設した旧優生保護法に関する相談センターにおける相談実績は1の(1)のとおり、毎月お知らせしてきましたが、開設後1年間の相談実人数及び相談後の対応状況を加え、次のとおり取りまとめました。

1. 相談受理状況

(1) 月別相談件数

月	延べ 件数	内訳		相談者種別			相談内容			
		電話	来所	本人	親族	その他	制度	情報開示	健康相談	その他
3月	42	41	1	7	22	13	7	25	0	10
4月	21	18	3	2	10	9	2	14	1	4
5月	24	24	0	1	16	7	4	15	0	5
6月	11	11	0	0	11	0	0	8	0	3
7月	7	6	1	3	1	3	1	3	0	3
8月	8	8	0	0	0	8	0	0	0	8
9月	10	9	1	0	1	9	0	1	0	9
10月	12	12	0	3	0	9	0	5	0	7
11月	7	7	0	5	2	0	0	7	0	0
12月	3	3	0	2	0	1	0	2	0	1
1月	4	4	0	3	1	0	0	2	0	2
2月	2	2	0	2	0	0	1	1	0	0
合計	151	145	6	28	64	59	15	83	1	52

※3月12日に開設したため、毎月12日～翌月11日(土日祝の場合は翌開庁日)でカウントしています。

(2) 相談実人数(151件の実人数)

相談実人数	内訳				
	本人	親族	法定代理人・弁護士	福祉施設・関係団体	一般・匿名
54名	7名	25名	2名	4名	16名

2 「情報開示」に関する相談の対応状況

(1) 道が保管する北海道優生保護審査会関係資料における確認結果

確認申込人数		確認結果	
		記録あり	記録なし
27名		5名	22名
うち親族からの申請※	7名	1名	6名

※ご本人が亡くなられている場合、「親族」が申請できるもの。

(2) (1)で記録がなかった方について、希望があった場合に実施した、医療機関・福祉施設や市町村等の関係機関への確認結果

希望した人数	確認結果	
	記録あり	記録なし
8名	0名	8名

「旧優生保護法に関する相談センター」の内容について

1. 目的

- 旧優生保護法のもとで優生手術を受けた方々が、道に保存されていた関係文書の開示や旧制度に関しての問い合わせ、相談などに、個人情報に配慮し、迅速かつ一元的に対応するため本庁保健福祉部子ども未来推進局に設置します。

2. 相談センターの概要

- ご本人等（本人又は法定代理人）に関する文書の有無の調査
- ご本人等からの文書開示請求に関する申請のサポート
- ご本人等からの旧制度に関する各種相談など

3. 相談センターの対応時間

- 平成30年3月12日（月）から開設（土日祝祭日を除く）。
- 面談により相談を希望される方は、あらかじめ電話でご予約をお願いします。
- メールや郵送などによる相談もお受けします。

【電話】 0120-031-711（受付時間）8:45~17:30

※通話料無料

【FAX】 011-232-4240

【メールによる問い合わせ先】 hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

【手紙による問い合わせ先】 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

4. 場所と職員体制

- プライバシーが保てる相談室を用意しています。
- 相談に対応する職員は2名体制（職員2名、うち1名は保健師）です。

5. その他

- フリーダイヤルは混み合うことがありますので、つながらない場合は、子ども子育て支援課011-206-6343（通話料有料）におかけいただき、折り返し、相談センターの担当者からご連絡させていただきます。